

## 2018年度（平成30年度）第1回福山市総合教育会議 議事録

### 1 開催日時

2019年（平成31年）2月19日（火曜日） 13時から

### 2 開催場所

福山市役所 議会棟3階 第5委員会室

### 3 出席者

福山市長 枝廣 直幹

福山市教育委員会

教育長 三好 雅章

委員 柿原 博樹（教育長職務代理者）

委員 菅田 章代

委員 金 仁洙

委員 神原 多恵

（事務局等）

総務局長，保健福祉局長，総務部長，福祉部長，ネウボラ推進担当部長，  
総務課長，ネウボラ推進課長，生活福祉課長，生活困窮者自立支援センター所長，  
教育次長，管理部長，学校教育部長，教育総務課長，学事課長，学びづくり課長

### 4 協議事項

子どもの貧困対策について

### 5 会議傍聴者

4人

### 6 会議の内容

高田 総務課長

お待たせしております。  
開会に先立ちまして、会議の公開についてお諮りをいたします。  
法律の規定によって原則公開ということになっておりますので、本会議を公開することとしてよろしいでしょうか。  
また、報道機関から本会議の撮影の許可の申出がありますの

で、こちらの方も許可させていただくこととしてよろしいでしょうか。

一 同

はい。

高田 総務課長

それでは会議は公開とさせていただき、報道機関の撮影についても許可させていただきます。

ただいまから、福山市総合教育会議を開催いたします。

会議開催に当たり、枝廣市長がご挨拶を申し上げます。

枝 廣 市 長

皆様こんにちは。本日、福山市の総合教育会議をお願いいたしましたところ、御多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。そして日頃は本市の教育行政に大変な尽力を賜っておりますこと、心から御礼申し上げたいと思います。

今日御議論いただきますのが、貧困問題と教育との関わりあいでもあります。国が「子どもの貧困対策に関する大綱」というものを策定いたしました。その中で「子どもたちの未来が生まれ育った環境、特に経済的な環境に左右されないように」ということを記したわけでもあります。

貧困の連鎖を断ち切ろうということでもあります。この問題は地方にあっても首長部局と教育委員会とが一緒になって取り組まないといけない重要な課題でも考えております。

今日は、その問題につきまして、委員の皆様方の御意見をいただきながら今後の行政の指針にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

高田 総務課長

ありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、福山市総合教育会議運営規程第3条の規定によりまして、市長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

枝 廣 市 長

それでは、これから皆様にいろいろ率直に意見交換をお願いできればと思っております。よろしくをお願いいたします。

今日の会の趣旨は、先ほど御挨拶の中でも申し上げたとおりでありますので、さっそく本市の施策につきまして、御説明をしたいと思います。

本市では2017年度（平成29年度）に広島県と共同して実態調査を実施しました。「子どもの生活に関する実態調査」ということであります。お手元にありますホッチキス止めがその実態調査を基に取りまとめた基本的な考え方です。

それでは、担当の方から資料の説明をさせます。

藤井ネウボラ推進課長

ネウボラ推進課長の藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。すみません、座って説明させていただきます。

それでは資料の「福山市子どもの健やかな成長を支援する施策の基本的な考え方」の方からお願いします。

まず1ページ「趣旨・目的」から17ページまでにつきましては、子どもの生活に関する実態調査結果の概要となっておりますので、説明の方は省略させていただきます。

18ページをお願いします。調査結果から見えてきた課題をまとめたものでございます。

「生活状況」では、ふたり親に比べひとり親の方が生活困窮層の割合が高い状況にあるということ。

また「子どもの学び」では、生活困窮層ほど、授業が分からない子どもの割合が高く、更に、早い時期から分からなくなっており、大学進学を希望する割合も低いということ。

「自己肯定感」では、生活困窮層の方が低い状況にあるということ。

「子どもの生活習慣」では、生活困窮層ほど、基本的な生活習慣が不十分な状況が伺えるということ。

「収入・就業」では、生活困窮層では経済的にも困窮している状況があるということ。

「制度の周知」では、支援が必要な人に必要な情報が届いていない状況が伺えるということ。

このような課題がありました。

このような課題を踏まえ、19ページになりますが、「1 教育」、「2 生活」、「3 就労・経済」、「4 相談・支援・連携」の4つを柱に、それぞれ方針を示し、取り組んでいくこととしております。

20ページをお願いいたします。今回の調査では、支援を必要とする子どもやその家庭に必要な支援が届いていないのではないかという課題が浮かび上がりました。制度の情報が届いていない人を様々なところで気づき、支援につなげていく必要があります。様々な支援施策の効果が最大限に発揮できるよう、教育部門や福祉部門を中心にすべての部局で連携して取り組んでいくこととしております。

「1 教育」を御覧ください。子どもの学びを支援する取組の充実を図ることとし、「方針」として、子どもたちが生まれ育った環境にかかわらず、自分の可能性を伸ばせるよう、学習意欲、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の確かな学力の向上に向けて、「子ども主体の学び」づくりを推進するとともに、希望する進路を歩めるよう修学支援などに取り組みます。

基本施策として、(1)「子ども主体の学び」づくり、(2)希望する進路の実現に向けて具体的な取組を進めてまいります。

具体的な取組については、お示ししているとおりでございます。事業の前に「拡充」「新規」と記載している事業につきましては、次年度以降「拡充」又は「新規」で行っていく事業となっております。

21ページの「2 生活」を御覧ください。子どもの生活支援、自立支援の充実を図ることとし、「方針」として、子どもたちの心身の健康を確保し、健やかに生活を送れるよう、子どもや保護者が悩みを相談できる体制の充実を図るとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努め、正しい生活習慣や食習慣を身につけるための啓発や食育を推進してまいります。

基本施策としては、(1)子どもの居場所づくり、(2)生活支援・自立支援とし、具体的な取組を進めてまいります。

22ページの「3 就労・経済」を御覧ください。保護者の就労や経済的支援の充実を図ることとし、「方針」として、経済的に困窮している家庭やひとり親家庭の生活を安定させるため、保護者の就労などの支援を行うとともに、安心して子育てができるよう経済的支援に取り組んでまいります。

基本施策としては、(1)就労支援、(2)経済的支援とし、具体的な取組を進めてまいります。

23ページの「4 相談・支援・連携」を御覧ください。相談支援体制の充実を図るとともに、学校や行政、地域、NPOとの連携体制を推進することとし、「方針」として、妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく、保護者の不安や悩みを把握し、必要な支援につなげられる取組を進めるとともに、必要な情報が必要な家庭に届くよう、地域ネットワークを強化し、各関係機関が連携する中で、相談体制の充実に取り組んでまいります。

基本施策としては、(1)支援につなぐ取組、(2)相談連携の充実に向けて、具体的な取組を進めてまいります。

24ページから37ページにつきましては、23ページまででお示した事業について、その担当課と事業概要をお示ししているものでございます。

38ページをお開きください。相談・支援・連携の流れを示すイメージ図についてです。ネウボラ相談窓口や学校などの様々な場面で、子どものいる生活困窮家庭の相談を受けたり、生活困窮家庭の抱えている複合的な課題や生活困窮の状況に気づき、福祉の総合相談窓口である生活困窮者自立支援センターにつなげていきます。生活困窮者自立支援センターは、効果的な支援の検討や関係機関等と連携し、役割分担を行う中で、支援を行ってまいります。来年度からは、ご本人の同意がなくても支援会議において関係機関が効果的な支援策について検討を行うことができるようになります。

説明につきましては、以上でございます。

枝 廣 市 長

ありがとうございました。

それでは今の説明につきまして、御質問や御意見などありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

柿 原 委 員

御説明ありがとうございました。今、資料に基づいて説明していただいたのですが、その中の19ページにございますように、先ず課題に対してこういった対策をしようとする非常に明確に表れています。我々教育委員も今回の課題が「子どもの貧困対策」についての協議ということで、非常に大きな課題をいただいております。「1 教育」のところ、特に学校の取組等につきましては、我々も勉強したり、意見を申し述べることはできるのですが、その後の「3 就労・経済」、「4 相談・支援・連携」のところになりますと、少し枠をはみ出してしまうことがありますが、意見を述べさせていただきますが、お許しをいただきたいと思います。

まずその中で、「子ども主体の学び」づくりで取り組んでいる内容のほとんどが、貧困であろうとなかろうと関係なく、全ての児童生徒を対象とすることが大前提となっております。

これは申すまでもなく、日々の授業で子どもたちの学力の向上であるとか、自己肯定感の向上であるとか、そういったものに向けて取り組んでいるのですが、その中でどうしても、今日の課題のネックとなりますのが、学校の取組だけでは対応できず、どうしても福祉部門の支援がないと出来ないことも出てくると思いますので、もう少し福祉部門の取組について、例えば生活困窮層、それから、ひとり親を対象としたものの取組について教えていただければと思います。

枝 廣 市 長

ありがとうございました。

今、柿原委員からは福祉部門での取組についての御質問があり

ましたけれども、関連して何か御意見ございますでしょうか。

それではまず、御質問にありました福祉部門において、生活困窮層やひとり親を対象とした、そうした取組があれば御説明をください。事務局の方から御説明ください。

金輪生活困窮者  
自立支援センタ  
ー所長

生活困窮者自立支援センター所長の金輪でございます。

それでは私の方から御説明させていただきます。

はじめに、生活困窮層への対応についてでございます。本市におきましては、生活困窮者自立支援法に基づく事業として、「子ども健全育成支援事業」の方を実施しております。

この事業は、貧困の連鎖を断ち切るため、不登校等課題を抱える生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対して、学習支援や生活習慣・育成環境の改善等の支援を行っているものでございます。

具体の事業内容としましては、1つ目が、子どもの居場所を兼ねた学習支援事業。2つ目が、家庭・教育支援員や家庭訪問員による登校、学習、生活等の個別支援事業。3つ目は、児童・生徒に関わります、教育委員会、福祉部、児童部等の家庭に出向いて支援を行う担当者によりますアウトリーチ担当者会議の開催でございます。

また、来年度からは、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業を訪問型、講師派遣型で実施する予定としております。

次に、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援としましては、ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業を実施しております。この事業は、ひとり親家庭の中学生の子どもに対して、進路の相談や高校進学に向けた学習支援を行うことで、希望する進路の実現につなげるというもので、学習指導のノウハウをもっている事業者に委託して行っております。

この事業は、決められた時間に会場に集まって行う会場学習と、参加者の家庭に講師を派遣して行う家庭学習を選択できるようになっております。

また、先ほど申しました生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業につきましては、ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業の参加者の家庭に講師を派遣して行う講師派遣型と同等のものを予定しております。同事業と一体的に実施するものであります。説明は以上でございます。

枝 廣 市 長

ありがとうございました。

そういうことで、よろしゅうございますか。

柿 原 委 員

ありがとうございます。

生活困窮者自立支援センターにつきましては、後ほどまた、気になることがございますので、御質問させていただきたいと思っております。

それで、このアンケートで、生活困窮家庭のお子さんの方が、そうでない方々のお子さんに比べて成績が少し悪い、それから自己肯定感も全般的に少し数字が低いということで、我々からすると、なんとか同等まで持っていくような支援が必要だと思って見させていただくわけですが、これと併せて、家庭訪問など、手厚いことも言っていたきましたが、学校ではそういった子どもたちに対しての居場所づくりについては、どうされているか御説明を

いただきたい。

枝 廣 市 長

はい。教育委員会の方からありますか。

津田学びづくり  
課長

はい、学びづくり課長、津田です。

学校での居場所づくりについてです。

すべての子どもたちが、日々の授業を通して、分かる嬉しさや楽しさを感じたり、意見が異なる友達と議論したりしながら、こういった活動を通して、学びが面白い、とこういったことが教室に居場所を感じるという取組をまずは進めています。

教室に入りにくい児童生徒に対しては、保健室や職員室などを居場所としており、養護教諭などと話をしたり、自分のペースで学習したりしています。本年度は、これまでの取組に加えて、教室以外の居場所となる「きらりルーム」を校内に設置し、本人や保護者の思いを聞きながら、個に応じた学習や体験活動ができる取組を進めているところです。

今後さらに、学校図書館も居場所の一つとなるよう、蔵書や環境を整備してまいります。子どもたちが図書や資料のページをめくりながら、興味や関心を多様な分野に広げ、新たな発見をしたり、イメージを膨らませたりすることができるような場としていきます。

こうした一人一人の学ぶ過程を大切にせる教育活動が、それぞれの児童生徒にとっての居場所づくりになるというふうに考えています。

また、本年度は、生徒指導規程といいますか、生徒のルールの見直しを行っています。これまで教師が決めていたルールを守るだけではなくて、子どもたちが自分たち主体となって「考えたり・作ったり・見直したり・守ったり」ということに取り組んでいます。この活動によって子どもたち一人一人が自分らしく過ごせるよう、学校が居場所となるよう取り組んでいます。

枝 廣 市 長

きらりルームというのは小学校も中学校もですか。

津田学びづくり  
課長

中学校6校です。

枝 廣 市 長

小学校の場合は、どういう主な対応になるのですか。

津田学びづくり  
課長

小学校につきましては、例えば保健室や職員室などを居場所としておりますが、来年度につきましては、小学校にも「きらりルーム」を増設していく方向で今検討しているところです。

枝 廣 市 長

いかがでしょうか。

柿 原 委 員

ありがとうございました。

枝 廣 市 長

それでは他に御意見ありましたらどうぞ。

今の関連でなくてもいいですよ。御自由にどうぞ。

神 原 委 員

はい。生活困窮家庭においては、親御さんへの支援も重要だとは思いますが、将来的なことを見据えると、子どもに貧困が連鎖しないように、親から子への貧困を断ち切るという視点はとても

大事だと思えます。そういう目線で見たとときに子どもの進路について考えていくことは、教育委員会としても、立場上とても重要なことだと思っています。

経済的な支援としては、奨学金制度などがあると思うのですが、奨学金制度を受けようと思うと、それなりの要件を満たさなければいけない。例えば、ある程度の成績を取り続けなければならないなどがあるかと思っています。学校、そして福祉の分野で進路についての相談については、どのような対応しているのか、教えていただければと思います。

枝 廣 市 長

それでは、それぞれ学校の教育の現場と福祉の現場、それぞれの取組があらうかと思えますので、それぞれお答えしてください。

瀬 元 学 事 課 長

学事課長です。

奨学金についてですが、福山市では3つの奨学金を扱っております。

高校生を対象とした奨学金として誠之奨学金、大学生を対象とした奨学金として福山市奨学資金、福山市青少年修学応援奨学金がございます。

誠之奨学金と福山市奨学資金は、貸与型で、福山市青少年修学応援奨学金は、実質給付型のものとなっております。

高校生を対象としています誠之奨学金につきましては、広島県内の中・高等学校及び岡山県内の高等学校へ個別に募集要項・パンフレットを送付するとともに、福山市ホームページに掲載し、広く周知しているところです。

また、大学生を対象としています福山市奨学資金につきましては、広島県内及び岡山県内の高等学校に、福山市青少年修学応援奨学金の奨学金につきましては、広島県内及び岡山県内の高等学校に加え、市内大学等へ募集要項・パンフレットを送付するとともに、福山市ホームページに掲載し、周知に努めております。

さらに、いずれの奨学金制度につきましても、民間企業が発刊する受験情報誌等へ奨学金制度の情報提供を行い、経済的理由により修学が困難な者に学資を貸与し、修学の機会の確保に努めております。

金 輪 生 活 困 窮 者  
自 立 支 援 セ ン タ  
ー 所 長

生活困窮者自立支援センターです。

それでは福祉の立場から説明させていただきます。

生活保護世帯や生活困窮世帯につきましては、生活保護の担当ケースワーカーや生活困窮者自立支援センターの家庭・教育支援員が保護者や生徒の進路の相談に応じています。

高校・大学への進学についてですが、初めに高校進学については、必要に応じて、進学希望先の学費や入試日程、授業料減免制度や特待生制度などの情報提供、ひとり親家庭の子どもたちの生活・学習支援事業、子ども健全育成支援事業による居場所での学習支援など、学習支援を含めた進路に関する情報提供などを行っております。

次に、大学進学につきましては、経済的な問題、具体を申しあげますと、就学費用や生活費の工面をどうするかということが大きな課題となっております。

こうした将来の経済的負担に対する不安を少しでも取り除いて、進学に対する希望が湧くように取り組む必要があると考えて

おります。

生活保護世帯の子どもにつきましては、生活保護を受給しながら大学に通うことは、今のところ認めておりませんが、昨年4月から、大学進学に関わる初期費用として、大学等進学準備給付金の支給制度が創設されております。併せて、住宅扶助を減額しないという措置も取られることとなりました。

また、高校生がアルバイトを行い、その収入を大学進学に向けた初期費用、例えば、入学金や受験料などに積み立てる場合は、収入認定しないというような制度もあります。

これらに加えて、奨学金制度や授業料減免制度、特待生制度などの活用などについても説明を行っております。こうした情報を早い段階で伝えておく必要があると思っております。できれば、中学校の早い時期に、遅くとも高校進学時には情報提供するように取り組んでおります。

福祉部門としましては、「情報があれば、大学進学に向けて頑張ったのに」ということのないよう、ケースワーカー、家庭・教育支援員等を中心に行政としての説明責任を果たし、子どもや親が子どもの将来に希望が持てるように取り組んでまいりたいと考えております。

枝 廣 市 長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

神 原 委 員

ありがとうございました。教育の分野と福祉の分野でそれぞれ制度について、御説明いただきましたが、それはこの冊子でいうと何番というのを教えていただけますか。

金輪生活困窮者  
自立支援センタ  
ー所長

27ページ（希望する進路の実現）の⑦生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援というところになります。

神 原 委 員

ありがとうございます。

とても丁寧に説明していただいたので、どういう具体的な内容の制度だということでは理解できたのですが、こういうことを知っている、このような制度を必要としている方の割合というものは、とても低いのが現状だと思います。ですので、今の話を聞いていると学事課の方が担当されている支援の制度と、福祉の方が担当されている支援の制度の両方とも利用できる場合もあるように私は理解したのですが、そこら辺を利用すべき方々が分かやすいように周知していくことが大事だと聞きながら思いました。

枝 廣 市 長

教育委員会の制度と福祉部門の制度を重複して、というか双方使うことができる場合がある。そういうことで良いですか。

金輪生活困窮者  
自立支援センタ  
ー所長

奨学金とか授業料の減免とかそういうものは同じものでありますけれども、生活保護独自の制度というものもあります。双方で情報の提供をしっかりとしていきます。

枝 廣 市 長

それは、教育委員会の制度か福祉部門が用意している制度かどちらかを選択をしてもらい、そういった形になるのですか。それとも個人によっては、双方の制度を両方とも使うことができる場合もある。そういうことですか。



金輪生活困窮者 自立支援センタ ー所長	はい。個人によっては、双方の制度の活用が可能な場合があります。
枝 廣 市 長	そういう場合には、今の神原委員の御指摘には、どう答えますか。つまり両方使えると。より手厚い支援が受けられるような場合に、どのように教育委員会と福祉部門とは連携をして、その生徒さんに必要な情報すべてを提供するのか。 そういうケースがあるということの良いですか。
瀬 元 学 事 課 長	奨学金の申込みの時に、福祉等に情報を提供してもいいかということを保護者に確認をして、「こういう方が奨学金の申込みに来られた」ということを、福祉の方に情報を提供して、福祉がまた必要な相談を受けたり、話をされたりしております。
金輪生活困窮者 自立支援センタ ー所長	補足になりますが、教育委員会の方で、就学応援制度を設けられて生徒の募集等されておられます。我々、生活困窮者自立支援センターも面接等の審査の方にも加わりますし、教育委員会の方が保護者等の同意を取っていただければ、私どもが保護者・子どもさんと直接お会いして、色々な奨学金や減免制度の説明、それから教育の場面以外でも、保護者の方の就労の支援とか生活困窮者自立支援制度全般についての説明も行っています。
小 野 福 祉 部 長	今回の生活困窮や生活保護世帯からの御相談には、子どもさんや保護者の方に、当然、教育委員会等の資料も一緒に持ち寄って、奨学金の制度については、「こういう奨学金制度、他にこんな制度もあるよ」とか、生活保護や生活困窮者の制度の中にも、「これとこれをこういった形で一緒に利用できるよ」とか、大学等への進学については、「この程度費用がかかるが、この制度を活用するといいよ」というような、具体的な、踏み込んだ説明等も一緒にさせていただいております。
神 原 委 員	ありがとうございます。 ひとつ質問させていただきたいのですが、子どもの方は、「自分は大学に行きたい」ということを希望して、親の方は経済的なことだとか「もう働けばいいよ」と、進路について、親と子どもが対立したり、意見の異なる場合もあるかと思えます。私は教育委員でもありますし、子どもの意向を尊重すべきだとは思っていますが、そのあたりは支援する際、どのようにお考えなのかということをお聞かせ願えたらと思えます。
津田学びづくり 課長	保護者と生徒の進路に対する異なる意向がある場合は、両者の話をしっかり丁寧に聞きながら、保護者・生徒が何に不安を抱えているのか、どういった悩みを持っているのか、生徒本人が望ましい進路の選択ができるように、今の奨学金制度であったり、そういったことの活用のことについても話をしています。 経済的な理由で、進路を断念しないように、奨学金制度等を活用して、進路に関する悩みや問題の解決を図ってまいります。
枝 廣 市 長	よろしいでしょうか。
神 原 委 員	はい、ありがとうございます。

枝 廣 市 長

他に御意見や御質問ありますでしょうか。

金 委 員

今回の施策の基本的な考え方、これは一昨年2017年7月に本市が行われた実態調査と昨年3月に報告書が出されたものを基本に作られたものと理解しておりますが、その中で生活困難者は、低所得、子どもの持つべき所有物とか体験の欠如、それと家計の逼迫<sup>ひっぱく</sup>の三つで分けていますね。その中で低所得に関しては、当然、経済的支援・就労支援、また生活の逼迫に対しても同様の経済的支援・就労支援が必要と思います。

大きいものとして、子どもの体験や所有物の欠如に対する施策というものをどのように考えられますか。

困窮家庭のデータを見ますと、「観劇をしたことがない」、「美術館に行ったことがない」、明らかにそういう文化的なところに触れる機会も低いということが、統計的に確実に差が出ています。そういった中で新幹線に乗ったことがない、電車に乗ったことがないという方もおられると。このデータを見ますと千二、三百人の有効回答の中で生活困窮者というのは、100人前後。小学校5年生も中学校2年も100人前後。この千二、三百人と言うのは一学年を4,000人強とした場合には、3分の1、3倍強の数があるとすると1学年三百数十名の困窮者がいて、3学年で1,000人。小学校でいきますと、同様に100人前後ですから300人の2,000人、そう考えますと、かなりの数の困窮者がいるということは今回の統計の調査ではっきりしています。自分たちが通常に持つべき体験、できれば非生活困難者と同様の体験を得る為に体験学習というものが当然重要なものになってくると思います。両親に対する就学ないしは経済援助ということはこれとしておいて、学校行事への経済的支援、要するに就学支援と実態はどうなのだろう。子どもたちは、どのように体験を非生活困難層に近づけていっているのか、また同等に出来るようにどのようにすればいいのか。実際どのようにしているのかということをお話いただければと思います。

枝 廣 市 長

事務局いかがですか。

瀬元学事課長

はい、資料の34ページの(2)経済支援の⑧、一番下にあります「学用品等の支給(就学援助)」という項目になります。まず、就学支援・就学援助の支給状況ですが、今年度の2月現在の支給者というと、小学校が3,560人、中学生が1,908人の合計5,468人認定しております。

比率で言いますと、5月1日の学校基本調査を分母にして、小学生が13.98%、中学生が16.84%、トータルで言うと14.86%の就学援助の認定率というふうになっております。

学校行事等に関する就学援助の項目としましては、校外活動費・修学旅行費というのを支給しております。校外活動費は国の基準に合わせ、上限額を設けておりますが、修学旅行費につきましては実費支給というのを行っておるところであります。

津田学びづくり  
課長

子どもの体験についてです。資料の25ページを開いてください。

25ページの⑨、⑩、これは⑨の方は、小学校第4学年の全ての児童生徒で、⑩は第5学年の児童生徒ですが、本物の音楽や絵

に触れる経験ができるように全ての児童生徒を美術館やコンサートに招待して豊かな創造力や感性などを育む体験活動を視野に、全ての4年生、5年生の子たちに体験できるように整えています。

加えて24ページの⑤、学校図書館の環境整備についても家庭で十分本を手にすることができない児童生徒に対して、学校図書館を整備することで多様な本を見ることができるよう充実していきます。

併せて、25ページの⑩の山や海、島で体験ステップアップ授業として、日常と異なる環境の中で様々な体験活動を通したことについて、子どもたちが思いやりや助け合う心などを育むよう支援をしています。

枝 廣 市 長

ありがとうございました。金委員いかがでしょうか。

金 委 員

支援制度等は、このようにいくつか考えられて、これからも拡充していこうという取組は評価するものですが、一方では、どのような支援制度があるのかということや家庭・保護者に対して、それらの制度の周知はどのようにされるのか、今後どうやって更に周知するのかということが今回の施策の大きな柱である支援・連携・相談というところを結び付けるところで重要だと思うのですが、そこを教えてください。

金輪生活困窮者  
自立支援センター  
一 所 長

生活困窮者自立支援センターです。就学援助以外の主な学資制度の周知を一般的にどうしているかということですが、子どもに関することにつきましては、ネウボラ推進課で「あんしん子育て応援ガイド」というのを作っており、福祉制度について記載されておりますし、HP等への掲載もごさいます。

それから子ども健全育成支援事業につきましては、お手元の資料の26ページ、27ページ、26ページですと⑩、27ページですと①、③になりますが、昨年度は、小・中学校の校長会へ私や家庭・教育支援員、教育アドバイザーが出向いておりますし、また、今年度は家庭・教育支援員、教育アドバイザーが各学校を回りまして、事業の説明を行い、我々センターへつないでいただくような依頼も行っております。

それから子ども健全育成支援事業については、出前講座の活用とか庁外の関係機関団体などが出前講座等も活用しております、引き続き周知の方を努めてまいります。

また、自ら講座に出向くことが困難な方など、これまで支援が必要と思われていながら支援に結び付かなかった方々が、確実に相談窓口につながるよう、また早期支援につながるよう努めてまいります。

瀬元学事課長

教育委員会で行っている就学援助についてですが、先ほど34ページ⑧で学用品等の支給があるということをお伝えさせていただきましたが、併せて31ページの⑦むし歯等学校病被患者への医療券発行というのが就学援助の中身になります。

この就学援助の周知についてですが、小・中学校新1年生については、毎年、1月下旬から2月に実施されます新入生に対する入学説明会において、就学援助制度のパンフレットを配付するとともに、在籍する児童・生徒についても、同時期にパンフレットの配布や学校・学年通信等を利用して、制度の周知をするように

しております。

入学準備費の入学前支給につきましても、小学校新1年生については、10月中旬に制度案内のチラシを保護者の方へ個別に郵送し、中学新1年生につきましても、11月に私立・公立各小学校を通じて、現6年生の児童にチラシを配布し、制度の案内・周知に努めております。

また、4月以降においても、個人懇談時や家庭訪問等を利用して、保護者に対し継続して就学援助制度の案内・周知を図るよう学校に依頼をしておるところです。

また、広報ふくやま及び福山市ホームページにも掲載し、きめ細やかな案内・周知を行っております。

今年度から開始いたしました国立・私立学校の児童生徒に対する制度周知につきましては、小学校については、11月初旬に個別に学校を訪問し、制度拡充の説明を行うとともに、児童に対する周知を依頼しました。

また、中学校につきましては、12月中旬に開催されました私立学校校長会総会において、制度拡充の説明を行い、生徒に対する制度周知について協力を依頼しました。さらに、国立・私立学校の事務担当者に対する説明会を1月中旬に開催し、制度拡充に対する円滑な事務処理を依頼するとともに、児童生徒に対する案内について再度周知を行ってきたところ です。

枝 廣 市 長

校長会とか学校に行って制度を説明して周知を依頼する。その先はどうなっているのですか。

瀬 元 学 事 課 長

家庭にはチラシを児童生徒に持って帰らせて、保護者へ伝わるような流れになっています。

枝 廣 市 長

あと、今の質問を聞いて感じたのは、例えばネウボラ推進課ではガイドブックを作成している。あるいはホームページに掲載していると。これは「ガイドブックを見てくださいよ」あるいは「ホームページを見てくださいよ」ということで、見てくれた人は良いかもしれませんが、見てくれない人には伝わりませんね。

もう少しこちらからプッシュ型の周知というのも考えてもいいかもしれませんね。その時に学校・教育委員会は、家庭にいろいろな制度の周知のための郵送をする機会を一緒に使わせてもらって、そこに同封させてもらったりすれば、より周知が進む気がしますね。考えてみてもらえますか。

他に何かございますか。

菅 田 委 員

周知の方法についての説明と市長がおっしゃったことに関連してですが、今回こちらの報告書を見せていただいて、これだけ色々周知の方法や色々な事を考えて、色々していらっしゃるにも関わらず、実際に支援を必要な人には、その手立てが届いていないということをととても実感しました。

特に支援制度というのを保護者の方に色々な方法で伝えていくということが、すごく大切なことだと思いますし、色々な方法でやっていかないといけないと思います。子どもたちの立場で考えたときに、やはり一番困っていることを分かってくれる、伝えてくれる、そして情報を与えてくれるというのは学校だと思います。学校が情報源になっていくことを考えたら、学校側が子どもたちの困っているという状況を把握したときに、確実に福祉の方

であるとか学校でやっていることにどんどんつなげていくということができれば、かなり支援を受けていけるのではないかと思います。

学校は児童生徒が困ったということを分かった場合に、どのように対応しているかということ教えていただきたいと思います。

津田学びづくり  
課長

学校では担任が、日々の子どもの表情や服装の汚れ等の、そういった様子や、例えば集金等が滞っているなどの状況、もしくは、保護者の方からの相談等で困っている状況が伝えられたり、もしくは、疑われる場合、管理職を通して、これまでも関係部局に相談をしてきております。資料の38ページを御覧ください。今後はそういった保護者の方が困っている状況を把握したら、生活困窮者自立支援センターへ確実につなぐような仕組みを今後設定してまいります。

枝 廣 市 長

菅田委員の御質問に関連して、38ページの自立支援センターというのが大きな役割を果たすようですので、もう少しこれについて説明をしていただけますか。

金輪生活困窮者  
自立支援センタ  
ー所長

生活困窮者自立支援事業による自立支援については、生活困窮者の尊厳を確保して、原則、本人の同意を得ながら、支援計画を作成して、寄り添った支援を行うということとなっております。

我々につないでいただいたケースについては、家庭訪問を行って、生活状況を把握して、子どもにつきましては、子どもの居場所などの事業につなげていく。また親御さんについては、就労支援等の困窮の方の事業に結びつけていくというふうにしております。

また支援プランを検討する会議において、必要に応じて関係機関にも参加してもらって支援を検討しておりますが、本人同意が得られない場合は、関係者との間で情報の共有ができないので、実名を伏せて、事例検討のような形で開催しているのが現状でございます。先ほど申し上げましたアウトリーチ担当者会議でも、こうした形をとって開催をしているような状況です。

このように、これまでの制度では、本人同意がないために、守秘義務を盾に、他部局・機関と間で情報共有ができなかったり、同一世帯の様々な方がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に行かれています。それが世帯全体の課題として共有されないという欠陥がございました。

こうした欠陥を解消するという意味で、昨年6月に、生活困窮者自立支援法が改正をされ、新たに支援会議というものが法に規定されました。これにより構成員に守秘義務を設けることで、必ずしも本人同意がなくても、構成員同士の情報の共有、必要な支援体制の検討が出来るようになりました。

具体のメリットとしましては、他部局・機関との間で情報共有、連携が図られることで、関係機関で気になっている困窮が疑われるケースについて、情報共有が可能となり、困窮世帯の早期の発見、予防的な措置を含めて早期対応が取りやすくなります。また、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に行っていますが、それが世帯全体の課題として把握、関係機関で共有することができるようになります。また、支援会議として、必要な場合は、関係機関に生活困窮者に関する資料や情報の提供を求めることができるようになります。

ました。こうしたことによって、関係機関・団体が情報を共有する中で、適切な支援体制を構築しやすくなりました。

本市におきましても、この支援会議を今年度中に設置しまして、2019年度から開催する予定にしております。

生活困窮者への自立支援につきましては、冒頭申しましたように生活困窮者の尊厳を尊重して、本人同意を得て、その中で支援計画を作成して、寄り添った支援を行うという基本原則がありますので、この原則に従って、支援を行っていきたいと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、法に規定された支援会議も有効に活用する中で、関係機関が情報を共有して、連携を強化する中で、適切な支援に結び付けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

菅 田 委 員

先ほど教育委員会の方で子どもの居場所を用意しているという話がありました。また福祉の方でも子どもの居場所になる場所を用意しているという話がありました。困っている内容は、多少、違う部分があるかも知れませんが、やはり子どもの居場所がないという視点で見たときには、それは別々などところに行く必要はなくて、一つのところで集まって一つのところに窓口があってもいいのではないかと思います。教育委員会は、教育委員会の居場所がない人が集まる場所に、生活困窮のような相談が来たら生活困窮の人が集まる場所にとりわけ分けてしまわなくても、同じように一つの場所に集まるようなことを考えていってもいいのではないかと思います。

それは生活困窮者のところに手厚くしないといけないところは多々あると思いますが、生活困窮者という枠だけで見てしまうと生活困窮者の人ばかりが集まる所に子どもたちが集まって、全部その生活困窮者だけで集まるようにしてしまうと、私はすごく違和感を覚えるので、もうちょっと柔軟に考えて一つのところに集めるなど考えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

金輪生活困窮者  
自立支援センタ  
ー所長

我々福祉の方から考えますと、子どもに対する居場所は複数で多様な形態の居場所があってもいいと思っております。我々が担当しております子どもの居場所につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく事業として、対象が生活保護受給世帯を含めた生活困窮家庭の子どもということで、不登校等の課題を抱えて家庭でもなかなか居場所がない。また学校にもなかなか行けない。そのような子どもさんへの第三の居場所として開設しております。

その居場所では学習支援もありますが、子どもが安心して過ごせる場所として、また他者との人間関係を構築できるような場となるよう取り組んでおります。

その居場所の中で他者との関係性等を構築できるようになれば、学校への登校に結びついていくと思っております。

枝 廣 市 長

菅田さんの御質問は、例えば福祉部門が構えている居場所には経済的な困窮を原因とする、必要とされる居場所のほかにもそれ以外の要因に基づいて居場所を必要としている子どもを入れる受け皿というものがあるのかという御質問と考えていいのでしょうか。

菅 田 委 員

そうですね。それで教育委員会の方でも同じような重なりがあ

るのであればまったく分けるのではなく、一緒に共有していくような考え方もあるのかなということです。

枝 廣 市 長            どうですか。

小 野 福 祉 部 長        現状では、様々な場所で居場所を開設しております。それは、それぞれ関係する制度の目的によって開設しているということです。

しかし、その現状を見たとき、例えば、現在の子どもの状態に沿った場所になっているか、適切なのかというのが一つあります。

生活困窮制度による居場所では、不登校等で引きこもりがちな子どもには、少しでも外に出ることからの取組をはじめの中で、子どもの状態に合わせて、すぐに何らかのフォローの出来る体制が取れるよう対応しております。

その次の段階として、中学校に設置しているきらりルームであるとか、学校に何らかの関わりのある場所につないでいくことも必要かと思います。困窮の居場所では、引きこもりがちな子どもだけではなく、生活困窮で子どもたちが参加するときに、よく困窮世帯でない友達を連れてきます。そこでは、困窮以外の子どもたちも一緒に活動していますので、困窮世帯や不登校に限るということではなくて、子どもたちの現状に合わせた居場所の展開を行っており、これからも進めていきたいと思っております。

枝 廣 市 長            まだまだ委員の御関心にそのまま適切にお返しする回答にはなっていないかもしれませんが、また引き続き、議論させていただきたいと思えます。どちらにしましても様々な問題があつて、そうした問題をどのように的確に把握をして、それを支援の場につなげていくのか、そこに教育部門と福祉部門がどう連携していくのかということの現時点での最善の策が、この生活困窮者自立支援センターが機能していくということだろうと、今日は議論をさせていただいたわけですが、最後に、教育長の方から連携に関する意見があればお願いします。

三 好 教 育 長            今、市長に言っていた38ページのこの図で、生活困窮者自立支援センターがいかに機能していくかと、そのこと仕組みそのものをしっかりと伝えること。

また委員会として機能していくために情報や人をしっかりとつないでいくことが必要だと、改めて御意見を伺いながらそのことを強く思いました。

それと併せて教育委員会としては、100NEN教育として取り組んでおります「子ども主体の学び」、学びというのは狭い意味での勉強・学習・テストで点を取るというそういう意味ではなくて、そういう力を使って学び続けると、学びが面白いと、色んな事を知って分かっていくのとてものが面白いんだと、分かっていくと出来なかったことが出来るようになるんだと。

その中で、一人だったのが二人とか三人でやっていく喜びとか、達成感そういったことが自己肯定感につながり、どこで生まれて、子どもが生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って頑張っていけるというのは、広い意味での学ぶ面白さ・学ぶ成功体験といえますか、そういったことをしっかり学校教育の中で経験していく、身につけていくことが、教育の役割だと思って、今

取り組んでいるところです。

改めて学ぶということに大事に取り組んでいきたいと思っています。そのことと、先ほど申しました連携をしっかりとしていくということで、子どもがたくましく生きていく力を引き続き付けていきたいというふうに改めて思いました。そのことに取り組んで参りたいと思います。

枝 廣 市 長

ありがとうございました。  
それでは時間もまいっておりますが、最後に何か御意見や御質問がございましたらお伺いしますが、いかがでしょうか。

金 委 員

確認だけですが、自立支援センターが動くためには相談がなければ動かないのか。こちらから働き掛けて相談を仕向けるような制度であっても相談がない限りはスイッチが入らないのか、ということだけ教えてください。

金輪生活困窮者  
自立支援センタ  
一 所 長

原則、我々が行っている事業については、本人同意のもとで事業を行っていきます。相談を受けて本人の状況等を丁寧にお聞きして、それから動くという状況になりますので、相談を受けてから動くということになります。

しかし、それでは困窮の度合いがますます深刻になって、手遅れになるという場合には、支援会議もできますので、そういう状況を気付かれたところから、いち早く情報を我々にあげていただいて、関係機関が一緒になって、本人からのSOSが発せられない場合でも、こういった形でアプローチできるかというようなことを検討して、早期に対応できるように取り組んでいきたいと思っております。

枝 廣 市 長

先ほど、なぜ法改正が行われたかという制度に欠陥があったとまで説明をされましたよね。それで、本人同意がなくても支援会議を立ち上げるようにするという法改正が行われたのであれば、原則がどうのというのではなくて、むしろこれからの運用にあたっては、本人同意がなくても積極的に我々関係者間が気付いた情報に基づいて支援会議を立ち上げていこうと言ってもらった方が分かりやすいのだけれどね。

他に何かありますでしょうか。

神 原 委 員

今のことに関連してなんですが、どうしても教育委員として違和感を覚えるのは38ページの相談・連携の流れのイメージ図で、それについて書かれているのが23ページですが、方針のところに「妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく保護者の不安や悩みを把握し」と書いてありますが、是非ここへ子ども本人も入れてほしいと思います。支援を求めるのは保護者だけでは決してなくて、子ども自身ということもあると思います。話の中で親と子どもの意見が違った場合でも支援が必要ならば、支援をしていくということであれば、是非、保護者だけの相談を前提とするのではなくて、自らSOSを発しようとする子どもの受け皿にもなっていたらありがたいと思います。

枝 廣 市 長

どこか他の所で子どもが発するSOSをしっかりと把握し、それを支援につなげていくということをもとめている箇所がありますか。あるいは先ほどの委員の御指摘は、本来ここで受け止めるべ



きで、言葉足らずだったということなののでしょうか。

相談とか支援とか連携とかいう項目がここにしかないということであれば、そこにはしっかり「子どもさん自らが発するSOSをしっかりと把握するんだ」ということを今後はどこかで整理をしていただけますか。

他に何かございますか。

それでは他にないようですので、本日の総合教育会議をこれで閉めさせていただきますと思います。

今日はお忙しい中、貴重な御意見ありがとうございました。